

1 施策の展開

施策の柱 I すべての青少年の健全な育成と自立の促進

施策の方向 1 自己形成支援と心と体の健康の確保

現状と課題

少子化や家族形態の多様化、地域でのつながりの希薄化、急速に進展する高度情報化等により、他者と直に接する機会が減少し、青少年のコミュニケーション能力や協調性の低下などが指摘されています。スマートフォンの長時間使用による睡眠不足など、生活リズムの乱れや体力の低下も懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者等に対する偏見や誹謗中傷など、人権に関する課題も生じています。

健やかな成長の基礎となる基本的な生活習慣の確立、そして、自尊感情や他者を思いやる心、規範意識を養うことが一層重要となっています。

また、豊かな人間性を育むためには、同年齢や異年齢の仲間、多様な大人と関わり合う自然体験や文化芸術、スポーツ活動など、様々な体験活動の機会も必要です。

主な施策

(1) 日常生活能力の習得

- 基本的な生活習慣の形成
 - ・ 「早寝早起き朝ごはん」運動や食育指導等、小中高生や保護者等への普及啓発や、家庭をはじめ学校や地域の連携・協力による効果的な取組により、青少年の基本的な生活習慣づくりを推進します。
- コミュニケーション能力の育成
 - ・ アクティブ・ラーニング^(*注)型の授業を行うなど、子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育む機会を設定します。
- 規範意識の醸成
 - ・ 各学校において、集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度・規範意識等を醸成するため、発達の段階に応じた児童・生徒指導を全校体制で推進します。
 - ・ 「人として、してはならないこと、すべきこと」について、学校教育活動及び社会教育活動の中で繰り返し教え、道徳的行為が自発的に現れるよう取り組みます。

(*注) アクティブ・ラーニング

・ 教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- 人権教育・人権啓発の推進
 - ・ あらゆる場を通じて、豊かな人間性を育み、人権意識を高める人権教育及び人権啓発を推進します。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷やいじめが生じないように、正しい知識の普及や教育・啓発に取り組みます。
- 自己肯定感の涵養
 - ・ 家庭や学校、地域等において、青少年一人一人の個性を尊重し、誰もが長所を伸ばせるよう、お互いを認め合う環境づくりを推進します。
 - ・ 自然体験、文化・スポーツ活動などの多様な体験活動を通し、達成感や自己有用感を実感しお互いを認め合う経験を積み、青少年が自己肯定感を高められるよう支援します。
- ふるさとへの誇りや郷土愛の醸成
 - ・ 各学校において県内の様々な教育資源を活用し、ふるさとを学ぶ機会の充実を図るとともに、「とちぎふるさと学習」及び「とちぎの百様」^(※注) ホームページを活用するなどして、ふるさとへの理解を深め、ふるさとを愛する心を育みます。
 - ・ 博物館において、展示や参加型の体験学習、観察会など多様な事業を実施し、郷土の歴史、文化、自然に関する知識、理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を育みます。
- 男女共同参画意識の醸成
 - ・ 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育を行います。
 - ・ 家庭における男女共同参画を推進するための研修や情報提供を行います。
- 食育の推進
 - ・ ボランティアによる食育に関する知識や技術の指導や、未就学児とその保護者を対象とした出前講座を開催するなど、積極的に食育を推進します。
 - ・ 学校では、給食の時間や各教科、特別活動の時間等、学校の教育活動全体を通じて食育を推進し、児童生徒が食に関する正しい知識を身に付け、家庭において望ましい食生活を継続的に実践できる力を育みます。
- 体力の向上の支援
 - ・ 学校における体育的活動や、地域におけるスポーツ・外遊び・自然体験活動等により、児童生徒が運動に親しみをもち、楽しみながら体力が向上できるよう支援します。
- 健康教育の充実
 - ・ 学校・地域・職域において、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することができるよう、生活習慣改善の取組や生活習慣病予防の啓発を推進します。
 - ・ 各教科等を通じて、自他の生命を尊重することや生命倫理の課題等について考えさせ

(※注)「とちぎの百様」

- ・ 県民の郷土愛の醸成と県のブランド力の向上を図るため、栃木県民が大切にしたい・自慢できる 100 の地域資源を選定したもの。

るなど、発達段階に応じた生命を考える教育を推進します。

- ・ 思春期の悩みや不安、性の悩みや体のこと、精神の不安定からくる諸問題等について、相談内容に応じて関係機関と連携しながら、様々な分野に対応できる相談体制の充実を図ります。

(3) 確かな学力の育成

- ・ 「とちぎっ子学習状況調査」等を基に、小・中学校9年間の学びの連続性を重視した本県独自の学力向上システムを構築し、児童生徒一人一人の学力向上を図ります。
- ・ 高等学校において、生徒が主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニング型の授業を推進し、課題解決能力の育成を図ります。

(4) 多様な活動機会の提供

○ 読書活動の推進

- ・ 家族や身近な人と本を読みコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」をはじめ、全ての子どもがあらゆる機会や場所で、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校が連携し、社会全体で読書推進に取り組むための環境を整備します。
- ・ 高校生の中から読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」を育成し、読書交流会を開催するなど、子ども同士が本をすすめる取組を一層促進し、子どもの読書への関心を高めます。

○ 文化芸術活動の支援

- ・ 文化芸術等に関する活動について、鑑賞や体験等の機会を提供する取組をとおり、伝統文化の継承・発展と、子どもたちの豊かな人間性を養います。
- ・ 栃木県文化振興基金を活用した文化芸術活動や地域伝統文化継承活動を行う団体に対する助成により、伝統文化の継承や各地の文化芸術活動を支援します。

○ スポーツ活動の支援

- ・ ライフステージに応じて、主体的にスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブを支援し、地域でのスポーツ活動機会の充実を図ります。

○ 自然体験・農林業体験活動等の推進

- ・ 自然観察会、森林・林業体験、エコツーリズム等の自然とふれあう機会や自然保護活動への参加呼びかけなど、活動機会の充実を図ります。
- ・ 青少年教育施設の特徴を生かした学習プログラムを提供するなど、自然体験をはじめとした体験活動の充実に努め、生きる力を育みます。
- ・ 食と農の体験活動を通し、食に関する正しい知識や農業のおもしろさ、達成感等を味わうことで、調和のとれた成長と、豊かな心を育みます。
- ・ 命の尊さを学ぶことができるよう、栃木県動物愛護指導センターにおいて、動物ふれあい教室を実施します。

施策の方向 2 社会参加及び社会的自立の支援

現状と課題

青少年が社会的に自立するためには、社会参加活動などを通じて自主性や協調性を育みながら社会の一員としての自覚を高めていくことが重要です。

また、ICT（情報通信技術）の急速な発達や地球規模の環境問題、大規模災害など、変化が激しく予測困難な時代をたくましく生き抜くためには、変化を前向きに受け止め、持続可能な社会の創り手として様々な社会的課題の解決に主体的に取り組む力が一層求められます。

一方、産業・経済構造の変化や雇用形態の多様化が進む中、早期離職や雇用のミスマッチ、若年無業者の存在など、学校から社会への移行がスムーズに行われていないことも懸念されます。このため、青少年が社会の一員として持てる力を十分に発揮できるよう、発達段階に応じたキャリア教育・職業教育を進めるとともに、職業訓練やインターンシップ、就職相談等の総合的な就労支援が求められています。

主な施策

(1) 社会の変化への対応力の育成

○ 学校教育の情報化の推進

- ・ ICTを適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりする「情報活用能力」を育む学習活動を充実させるとともに、情報モラルの醸成を図ります。
- ・ 学校教育の段階に応じて、段階的にICTを活用しつつ、対面指導と遠隔・オンライン教育を融合した授業づくりを促進し、新たな日常、新たな時代に対応した学びの推進を図ります。

○ 消費者教育の推進

- ・ 成年年齢引下げによる若年者への消費者被害の拡大を防止するため、小・中・高等学校及び特別支援学校において、児童及び生徒の発達の段階に応じた方法で消費者教育を推進するとともに、大学や専門学校等においても、弁護士等専門家を活用した講演などを実施します。
- ・ 社会人等に対しても、公民館や事業所等において講座などを実施し、消費者教育や金融教育の機会を提供します。

○ 防災教育の推進

- ・ 様々な災害や場面を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童生徒自らが主体的に行動する態度や能力を養成できる防災教育の実践に努めます。

○ 環境学習・環境教育の推進

- ・ 地域で自主的に環境学習や環境保全活動を行う団体の支援を行うとともに、環境保全活動に関する各種コンクールを行い、環境意識の高揚を図ります。
- ・ 豊かな感性と創造力を育てるための木工工作コンクールを開催するなど、木の良さや木を使うこと、森林の大切さに対する理解を深めます。

- ・ 県気候変動適応センターによる出前授業や地域活動の支援等を通じて、気候変動時代を生きる小中高生や若者が自分のこととして気候変動対策に取り組むことを促進します。
- **SDGsの達成に向けた教育の推進**
 - ・ 小・中・高等学校の発達の段階に応じて、SDGs（*注）の達成を自らの問題として捉え、持続可能な社会の創り手として主体的に課題解決に取り組む学習活動を推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 社会参加活動等の促進

- **意見発表等の機会の確保**
 - ・ 若者としての誇りと自主性を育て、社会の一員としての自覚を深める機会を設けるとともに、青少年の健全育成に対する大人の理解を深めるため、中学生による少年の主張発表大会などを実施します。
 - ・ 県政に対する意見を述べる場として、高校生版、大学生版、青年版の「とちぎ元気フォーラム」の開催や、小学生を対象にした「ジュニア知事さん」などの広聴事業を実施します。
- **社会づくりへの参画促進**
 - ・ 政治や選挙に参加することの意義や、社会保障、納税など公共的な事項に関わる学習を充実させます。
 - ・ 若者の視点から、選挙について啓発活動の企画やアイデアの提言等を行い、政策や社会への関心を高める取組等、主権者教育を推進します。
- **社会貢献意識の醸成**
 - ・ 体験活動やボランティア活動等への参加を促進し、青少年の社会貢献意識を育成します。
 - ・ 社会貢献活動に対する理解や関心を深め参加の契機となるよう、中学生を対象に、社会貢献活動を実践している方による出前講座を行います。
 - ・ 第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）・第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）の開催に向けて、ボランティア活動を通して機運の醸成を図るとともに、次代を担う若者のボランティア精神を育みます。

(*注) SDGs

- ・ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。2015年国連総会で採択され、2030年までの達成を目標としている。持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成されており、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

(3) 職業能力、意欲の習得の促進

○ キャリア教育・職業教育の充実

- ・ 小・中・高等学校において、企業等と連携した職場体験やインターンシップ等を通じて多様な働き方や生き方を選択するための知識や考え方を学び、発達の段階に応じた体系的な勤労観・職業観の形成を推進します。
- ・ 様々な分野における体験学習活動等の充実を図り、自己肯定感や主体性、協調性、積極性等、子どもが将来を描き未来を切り拓く力を育む学習を推進します。

○ 労働者の権利・義務に関する教育の推進

- ・ 高等学校、短期大学等の卒業予定者に対し、ワークルール等に関する情報提供などを行い、労働教育を推進します。

○ 職業能力開発の推進

- ・ 技能の素晴らしさや優れた技能者のものづくりに対する姿勢を学び、将来の職業選択の一助とするため、学生や指導者を対象として、産業技術専門校による出前授業やとちぎマイスター^(※注)を活用したセミナー等を実施します。
- ・ 仕事に必要な資格等を取得するため、県央産業技術専門校において、学卒者等向けの職業訓練を実施します。

(4) 就労等支援の充実

○ 職業的自立支援

- ・ とちぎジョブモールにおいて、就職活動に向けての様々な相談から、個々の能力や特性を踏まえたキャリアカウンセリング、職場定着までをワンストップで支援します。
- ・ 就職支援サイトにより、就職活動に役立つセミナーやイベント案内、県内の企業情報・求人情報等を発信し、就労等を支援します。
- ・ 大学生等を対象に合同説明会やインターンシップフェア等の開催により県内企業の理解を進め、雇用のミスマッチの解消や就職の促進を図ります。
- ・ 県内の障害者施設でつくられたセルフ商品の展示販売のほか、障害者施設のPR映像や働く障害者を応援する催しなどにより、障害者の適性と能力に応じた就労機会等の確保に努めます。

○ U I J ターンの就職支援

- ・ 首都圏の就職促進協定締結校との連携により、県内企業情報の発信を行うとともに、都内での就職ガイダンス等を実施し、本県へのU I J ターン^(※注)就職の促進を図ります。
- ・ 東京都内に相談窓口を設置し、就労や暮らしに関する相談事業を実施します。

○ 創業の支援

- ・ 創業を希望する若者等を対象に、創業の準備段階から創業後の初期段階までの各ステージに対応した支援を実施します。

(※注) とちぎマイスター

- ・ 本県の優れた技能者の中から、企業または団体もしくは市町の長が推薦し、栃木県マイスター選考委員会において選考され、知事が「とちぎマイスター」として認定した者。認定者の活動を通じて技能水準の向上や人材の確保・育成を図り、ものづくりの振興に資することを目的としている。

(※注) U I J ターン

- ・ 大都市圏の居住者が地方に移住する働きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外に地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

施策の方向 3 未来を切り拓く青少年の育成、応援

現状と課題

社会・経済のグローバル化が進み、様々な文化・価値観が国境を越えて流入するとともに、国際競争が激しさを増しています。日本人としてのアイデンティティを持ちながら、豊かな語学力、コミュニケーション能力、チャレンジ精神や異文化を理解する力をもつグローバル人材の育成が一層重要となっています。

少子化や東京圏への人口流出が続き人口減少が加速していますが、地域社会の活力を持続するためには若者の力が不可欠です。ふるさとへの誇りや愛着を育むとともに、学生時代から地域社会と関わり地域の課題に関心を持つ機会を設けるなどして、地域づくりを担う人材育成が求められています。地域活動を牽引するリーダーを育成するなど、若者ならではの斬新な発想や取組を応援し、若者が活躍できる環境づくりも必要です。

主な施策

(1) グローバル社会で活躍する青少年の育成

- 国際的視野の育成
 - ・ グローバル化の進展が著しい社会に対応し、語学力・コミュニケーション能力を高め、多文化と共生しながら生きていく力を育成できるよう、英語教育や国際理解教育を充実させます。
 - ・ 高校生の長期・短期の海外留学支援により、異文化理解やグローバルな視点を育てる教育を推進するとともに、大学生等の海外留学、インターンシップを支援し、国際的に活躍できる人材を育成します。
 - ・ 幅広い視野を持った世界で活躍できる人材を育成するため、国際理解に関する講座を開催するなど、国際感覚の醸成を図ります。
- 国際交流活動及び国際協力活動への参加促進
 - ・ 国際交流・国際協力の活動に関する様々な情報提供や、国際交流員、青年海外協力隊経験者による国際理解講座等を実施します。
 - ・ 県民一人ひとりが主体となって国際交流を推進するため、友好交流先等との交流活動を推進するとともに、交流を推進する人材を養成します。
 - ・ JICAやIYEO（栃木県青年国際交流機構）と連携し、青年海外協力隊事業、青年国際交流事業への青少年の参加促進に努めます。

(2) 地域づくり等で活躍する若者の育成、応援

- 若者による地域づくりの促進
 - ・ まちづくりや地域振興などの様々な地域の課題に対し、次代を担う若者の意見や発想を積極的に取り入れられるよう、実践活動を支援します。

- ・ 青少年の社会貢献活動への参加促進や担い手の育成のため、情報交換や交流を促進するイベントを開催します。
 - ・ 高校生や大学生が地域の課題解決等に取り組む活動を支援し、地域を支える人材の育成を図ります。
 - ・ 地域の課題解決の方法を提案・実践するなど、学校での学習内容と実社会における様々な課題とを関連させた学習の充実を図り、将来、地域に貢献できる力を育成します。
 - ・ 地域の防災活動に積極的に参加する学生の活動を支援するなど、地域防災を支える若者を育成します。
- リーダー育成の推進
- ・ 次代を担う青少年リーダーを育成するため、各種研修事業や育成団体への支援を実施します。
 - ・ 青少年教育関係団体との連携を図りながら、ボランティア活動等の社会貢献活動に関する研修を通して、地域活動のリーダーとして積極的に地域づくりに参画し、より良い社会を構築する次代を担う若者を育成します。
 - ・ 青少年ならではの発想を事業化する活動を支援し、チャレンジ精神を持った青少年リーダーを育成、応援するとともに、活動グループのつながりづくりも進めます。

🌟 若者のチャレンジを応援しています！ (とちぎユースチャレンジ応援事業)

仲間と一緒に自分たちのアイデアを実現してみたい、そんな思いを持った若者を資金面、活動面から支援し、若者の若者による若者のための活動を応援する「とちぎユースチャレンジ応援事業」を実施しています。有識者による指導・助言を中心としたスタートアップ研修、それぞれの活動内容に応じて専門的知識を有する人材を派遣するブラッシュアップ研修、さらには参加団体同士のネットワークづくりまで、若者による活動を後押しし、若者の社会参加を促進することで、次代を担う青少年リーダーの育成を進めています。

これまで、世代間交流の場づくりや子ども食堂・遊び場づくり、地域の祭りの復活、ゲーム感覚の清掃活動など、若者ならではの発想による様々な活動が展開されています。



スタートアップ研修の様子



「とちぎ高校生蔵部 OBOG 会」の活動の様子

施策の柱 Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

施策の方向 1 困難な状況に応じた支援

現状と課題

一人ひとりの青少年の置かれた環境は様々であり、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困など、青少年が社会生活を円滑に営む上で抱える困難は多岐にわたります。このため、個々の状況を整理、理解した上で発達段階に応じたきめ細かな支援が求められます。また、親子関係が背景要因にあるケースや家族も困難を抱えているケースも多いことから、青少年だけでなく、その家族も含めた支援が必要です。

主な施策

(1) いじめ・暴力行為への対応

- ・ いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携して取り組むとともに、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たる体制整備に努めます。
- ・ いじめや暴力行為の被害者に対する心のケアやきめ細かなフォローを行うとともに、加害者に対する指導による再発防止や立ち直りを支援します。
- ・ 栃木県いじめ問題対策連絡協議会を通して、関係機関及び関係団体との連携・調整等を図り、社会全体でいじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・ いじめによる児童生徒の生命・身体の安全をおびやかす重大事態に対し、弁護士や精神科医など外部専門家による栃木県いじめ問題対策委員会を活用し、適切に対応します。

(2) 不登校、高校中途退学者、若年無業者（ニート）、ひきこもりへの支援

- 不登校の児童生徒への支援
 - ・ 不登校に関する調査や分析を行い、不登校の未然防止や早期発見・早期対応及び不登校解消に向け、専門機関と連携しながら総合的な取組を推進します。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、困難を抱える児童生徒や保護者への相談・支援体制を充実します。
- 高校中途退学者への支援
 - ・ 本人の適性にあった進路選択ができるよう、相談支援につなげる取組を進めるとともに、若者サポートステーション等において、就労に向けた相談や支援を行います。
 - ・ 支援金の支給などにより、学び直しの機会の充実を図ります。
- 若年無業者（ニート）への支援
 - ・ とちぎジョブモールや若者サポートステーションの関係機関が情報交換を行うネットワーク会議を開催するとともに、就業体験事業や職業訓練を行います。

○ ひきこもりへの支援

- ・ 「ポラリス☆とちぎ」や関係機関における相談をはじめ、家族支援セミナー、社会参加や交流機会の提供、就労体験事業などを実施します。
- ・ 保護者に対する情報提供や相談機関のPRを推進するとともに、来所が難しい場合の訪問支援（アウトリーチ）の実施やひきこもりサポーターの養成等、状況に即した支援を推進します。

(3) 障害のある子ども・若者への支援

- ・ 障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、インクルーシブ教育システム^(※注)の推進のために特別支援教育の一層の充実を図ります。
- ・ 関係機関等の連携により早期からの適切な対応の充実に努めるとともに、発達障害者支援センター（愛称：ふおーゆう）や健康福祉センターにおける支援体制の充実を図り、ライフステージを通じた支援体制の整備を図ります。
- ・ 職業能力開発の推進やとちぎジョブモールにおける就労相談の実施、関係機関との連携強化により、一般就労の支援体制の充実を図るとともに、個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生活していくために、各施設等での福祉的就労^(※注)の充実を図ります。

(4) 子どもの貧困問題への対応

○ 教育の支援

- ・ 保健・福祉部門、教育委員会、地域・学校等が連携を強化し、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援を実施することにより、学力の定着や進学意欲の向上を図り、貧困の連鎖の防止を目指します。
- ・ 各種給付や貸付等により、就学の経済的負担を軽減し、高等学校や私立学校等への就学や、中途退学者等の学び直しを支援します。
- ・ 各種研修会を通して子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるとともに、スクールソーシャルワーカー等による家庭支援体制の充実を図ります。

○ 生活の支援

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ個別的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐことにより、自立支援を図ります。
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業により、子どもの世話等の日常生活の支援を行います。
- ・ 生活に困窮している家庭等に無償で食品を提供するフードバンク活動の普及啓発を行い、利用促進を図ります。

(※注) インクルーシブ教育システム

- ・ 障害のある幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。これを推進することにより、全ての幼児児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる。

(※注) 福祉的就労

- ・ 障害により一般就労が難しい場合に、病気や障害を配慮した働く場が提供される福祉サービス。

- 保護者の就労支援
 - ・ 生活困窮状態にある保護者に対し、各種制度を活用し、保護者の自立に向けた就労支援を推進します。
 - ・ ひとり親家庭の学び直しを支援する高卒程度認定試験合格支援給付金、雇用の安定や就職の促進を支援する母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）を支給します。
 - ・ 就業や求職活動、職業訓練等を十分に行えるよう、ひとり親家庭の子どもの保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ等への優先的入所を促進します。
- 経済的支援
 - ・ 生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。
 - ・ ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当の適正な支給等を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費についての弁護士による無料の特別相談を行います。

(5) 特に配慮が必要な青少年への支援

- 自殺防止対策の推進
 - ・ こころの悩みについての相談窓口「こころのダイヤル」の設置、職場におけるメンタルヘルス相談等、自殺防止対策を推進します。
 - ・ 各相談支援機関における相談員の育成や資質向上に係る取組を支援します。
- 外国人の青少年とその家族への支援
 - ・ 「誰一人取り残さない」という発想に立ち、日本語指導が必要な外国人児童生徒が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう支援します。
 - ・ 親が外国人である場合に学校・家庭間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行うなど、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。
 - ・ 県内で生活する外国人に対し、多言語による生活に必要な情報の提供や、相談体制の整備を進めます。
- 性的マイノリティの青少年への支援
 - ・ 性的マイノリティ^(※注)であることを理由に、困難な状況に置かれている青少年に対する偏見・差別をなくし、多様な性のあり方について理解を深めるための啓発に努めます。
 - ・ 性的マイノリティとされる児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、相談しやすい環境の整備や医療機関との連携等、支援体制の確立・充実を図り、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応に努めます。

(※注) 性的マイノリティ

- ・ 女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、体と心の性が一致しないで違和感を覚える人 (Transgender) 等の性的少数者のこと。

(6) 児童虐待、犯罪被害者等への支援

- 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童等への対応
 - ・ オレンジリボン運動等の児童虐待防止のキャンペーンや、イベントにおける児童虐待防止の広報・普及啓発活動の推進、市町や児童相談所、警察等関係機関間の連携強化等に努めます。
 - ・ 乳児家庭全戸訪問や、乳幼児健診をはじめ、各種定期健診などの様々な機会を捉え、関係機関が連携し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。
 - ・ 虐待により深刻な被害を受けた児童に対し、心理療法やカウンセリングによる心のケアを充実させます。また、虐待をしてしまう保護者等へのカウンセリングを行うなど、家族の再統合を促進するため、児童相談所をはじめ、様々な機関が連携し、支援を行います。
 - ・ 児童養護施設等を退所した児童等に対し、とちぎユースアフターケア事業協同組合などと連携し、生活・就労の相談、進学・就労のための補助や貸付け等、自立のための支援を行います。
- 犯罪被害者等への支援
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者等に対し、総合的な支援を提供する「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）」を相談窓口として、児童相談所をはじめ、関係機関・団体と連携して途切れることのない支援を行います。
 - ・ 福祉事務所や児童相談所、警察等と連携を図りながら、DVやストーカー等の被害に遭い保護が必要な女性を婦人相談所（とちぎ男女共同参画センター）で一時的に保護し、心身の回復に向けた支援を行います。
 - ・ 被害者等に対し、カウンセリングを実施するなど心のケアに努めるとともに、関係機関等の一層の連携を図り、再被害防止や社会復帰のための支援を充実します。

子ども・若者に関する相談窓口

相談窓口（所管等）	主な相談種別	連絡先（対応時間）
ポラリス☆とちぎ (県子ども若者・ひきこもり総合相談センター)	子ども・若者の 総合相談窓口	028-643-3422 (火～土 10:00～19:00)
ホットほっと電話相談 (県教育委員会)	子育て いじめや不登校等	[保護者] 028-665-7867 (月～金 8:30～21:30、土 8:30～17:30) [子ども] 028-665-9999 (毎日 24 時間受付)
こころのダイヤル (県精神保健福祉センター)	こころの健康や悩み等	028-673-8341 (月～金 9:00～17:00)
ヤングテレホン (県警察本部)	非行、家出、ネットトラ ブルなどの少年問題	0120-87-4152 (月～金 9:00～16:00)
とちエール (とちぎ性暴力被害者サポートセンター)	性暴力被害	028-678-8200 (月～金 9:00～17:30、土 9:00～12:30) ※緊急事案のみ 22:00 まで受付
テレホン児童相談 (県中央児童相談所)	養育についての心配、悩 みや児童本人からの相談	028-665-7788 (毎日 9:00～20:00)

※ホットほっと電話相談〔子ども〕、テレホン児童相談は年末年始も受付

施策の方向 2 支援体制の整備・充実

現状と課題

青少年が抱える困難は、複数の要因が相互に関連していたり、複合して生じていたりすることも多く、様々な分野の支援を組み合わせる必要があるケースも増加しています。

平成26(2014)年に設置した「栃木県子ども・若者支援地域協議会」の枠組みを軸とした連携件数は増えており、引き続き、一人一人に寄り添いながらネットワークを活用した重層的な支援体制の充実が求められます。

困難を抱える青少年やその家族が、早い段階で支援につながるための相談機関の周知や、より適切な支援を提供するための相談・支援機関の人材育成も必要です。

主な施策

(1) 支援につなげる体制の整備

- ・ 様々な悩みや困難を抱えた青少年やその家族等に対する総合的な相談窓口である「ポラリス☆とちぎ」における相談体制の充実を図ります。
- ・ ひきこもり、ニート、不登校などの状況にあり支援を必要としている青少年やその家族等に対し、相談支援機関の具体的でわかりやすい情報提供に努め、利用促進を図ります。
- ・ 各分野にわたる相談支援機関の活動内容等の情報を整理し、ホームページ等での周知を図り、適切な支援につなげるよう努めます。
- ・ 学校などへのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣など、困難な状況にある本人や家族にとってより身近なところで相談ができるよう、体制を整備します。

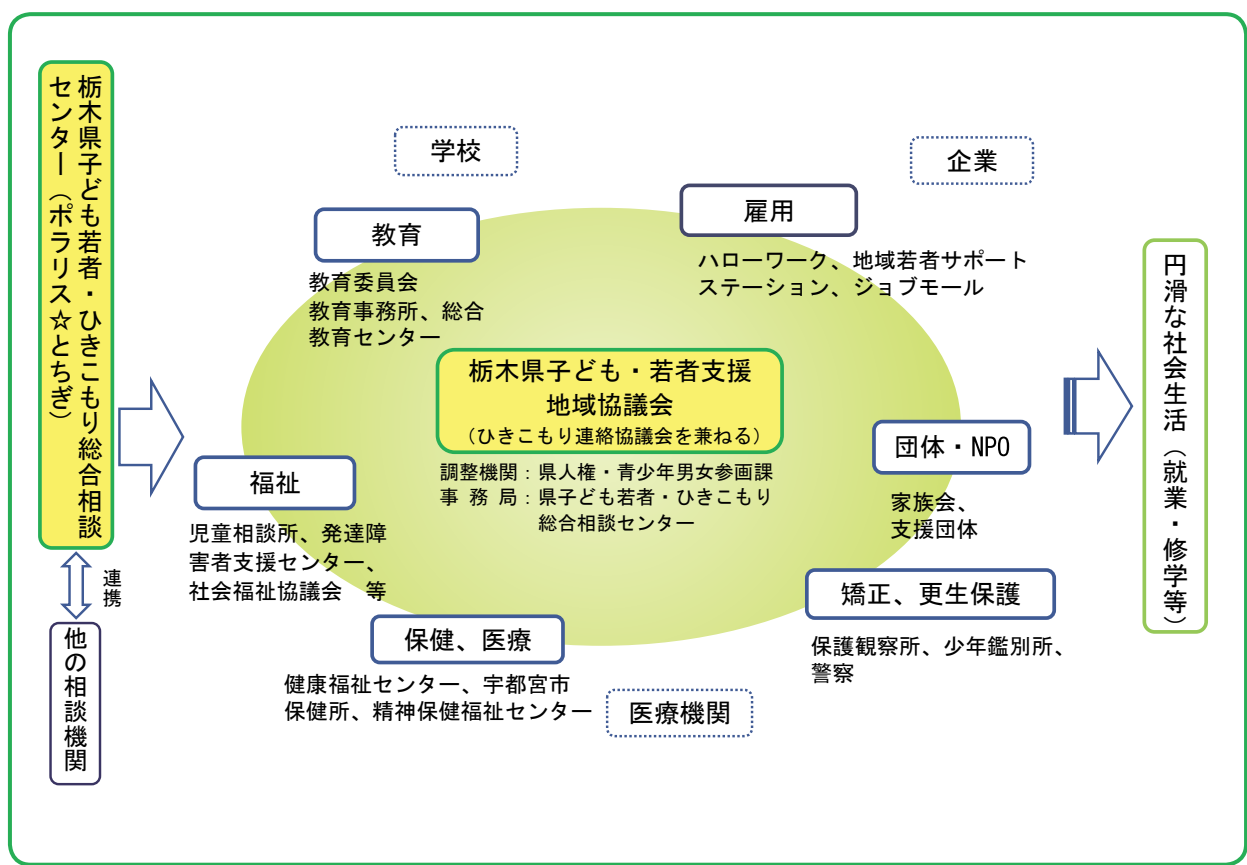
(2) 関係機関のネットワークの構築と継続的な支援の実施

- ・ 多様化する青少年の諸問題に対応するため、関係機関が連携して支援を行う栃木県子ども・若者支援地域協議会のネットワークが有機的に機能するよう、情報の共有を図りながら一層の連携強化と充実を図ります。
- ・ 市町子ども・若者支援地域協議会の設置等、各地域における関係機関のネットワークの構築を支援します。
- ・ 市町の要保護児童対策地域協議会等、既存のネットワークなどと協議・連携しながら、効果的な支援ができるよう努めます。
- ・ 年齢や状況に応じて適用される法律や制度が替わっても、適切な支援を切れ目なく受けられるよう、保健、福祉、教育、労働など各分野の連携を強化します。
- ・ ひきこもりなど、複雑・複合的な困難を抱える青少年とその家族が、身近な地域で継続的に支援が受けられるよう、市町における相談支援体制の充実強化に取り組みます。

(3) 相談・支援に係る人材の育成・確保

- ・ 困難な状況につながる病気や障害、取り巻く状況を理解し、ケースに応じた適切な相談・支援ができるよう、関係職員の資質向上を図ります。
- ・ 困難を抱える青少年に身近な学校や市町等において相談支援に当たる、教職員や民生委員・児童委員等を対象に、青少年の抱える問題の現状や相談に必要な知識、相談者への対応方法等についての研修を充実します。
- ・ 青少年やその家族が抱える困難について理解し、支えていく人材を増やすため、企業やNPO、一般県民への啓発・広報事業を実施します。

🍃 栃木県子ども・若者支援地域協議会イメージ図



施策の柱 Ⅲ

青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備

施策の方向 1

家庭、学校、地域における環境の整備

現状と課題

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が身近な人から子育てを学んだり支援を受けたりしにくい状況にあり、子育て家庭の孤立や教育力の低下が危惧されています。そのため、家庭や学校、地域などが連携し、つながりや支え合いにより、地域全体で青少年の成長を支えていく必要があります。

また、青少年が地域社会の一員として社会性や豊かな人間性を育むために、安心して過ごすことのできる居場所づくり、体験・交流活動等の機会や場の提供、さらには、家庭、学校、地域をつなぐ多様な担い手や指導者の養成などが重要となります。

主な施策

(1) 家庭の教育力向上への支援

- ・ 家庭は、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。家族がふれあい、絆を深め、明るい家庭づくりを進めるきっかけとなるよう、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、普及啓発を推進します。
- ・ 市町及び家庭教育支援団体と連携し、保護者等を対象に「家庭教育支援プログラム」等を活用した学習機会の提供などを図るとともに、家庭教育に関する講演会や学習会等の充実に努め、家庭の教育力の向上を促進します。
- ・ 高校生が、親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学び考える、とちぎの高校生「じぶん未来学」を推進し、家庭の教育力向上を図ります。

(2) 学校と地域の連携・協働の推進

- ・ 地域住民が授業の補助や環境整備、登下校パトロールに参画するなど、学校と地域が連携・協働し、子どもたちを育む取組を支援します。
- ・ 学校と地域の連携・協働による持続可能な取組の充実に向けて、「地域とともにある学校」づくりや地域学校協働本部等の学校を支える地域の組織体制整備を支援します。

(3) 青少年の居場所づくりの推進

- ・ 小学生の放課後や週末の居場所となる放課後子ども教室や放課後児童クラブの整備・運営を支援します。
- ・ とちぎ青少年センターや社会教育施設等における青少年の交流及び社会参加活動を支援します。

- ・ 経済的な事情や養育放棄等により健全な養育環境にない子どもたちの居場所づくりを支援します。
- ・ 安全で緑豊かな環境の下で、自然を体感できるレクリエーション活動や健康活動、文化活動等が行われるよう、県営都市公園などの環境づくりを推進します。
- ・ 生態系に配慮した河川を整備することにより、美しい自然環境の保全又は創出をして、子どもや家族が自然とふれあうことのできる良好な水辺空間の形成を図ります。

(4) 関係機関の機能強化

- ・ 主任児童委員が、児童福祉に関する知識・技能を高めるとともに、地域福祉の担い手としての役割について理解を深めるための研修会を実施します。
- ・ 社会教育関係団体等の連携による青少年教育活動や家庭教育支援等の充実を図るため、情報交換会や研修会を実施します。

(5) 地域の多様な担い手の育成

- ・ 社会貢献活動や子ども育成憲章の実践等に関わる各種表彰制度を活用し、青少年健全育成活動の担い手を育成します。
- ・ 青少年育成の重要な担い手である「青少年育成指導員」^(※注)や「少年指導委員」^(※注)に対し、研修会及び情報交換会などを実施し、資質の向上と地域の連携強化を図ります。
- ・ 家庭教育に関する学習機会の提供や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダー等の人材を養成します。
- ・ 地域住民のボランティア活動等への積極的な参加を促すため、受入れ先の学校や地域団体とのコーディネートを行う人材を育成します。

(※注) 青少年育成指導員

- ・ 各市町長からの推薦を受け、県青少年育成県民会議会長が委嘱。青少年育成県民運動に深い関心と行動力を持ち、県や市町が行う青少年健全育成対策への協力等を行う地域におけるボランティアリーダー。

(※注) 少年指導委員

- ・ 警察署長からの推薦を受け、県公安委員会が委嘱。少年の健全育成を目的に、少年への指導・助言や有害環境浄化活動などを行う非常勤の特別職公務員。

施策の方向 2 青少年の安全・安心の確保

現状と課題

青少年を取り巻く社会環境は、成長過程の青少年の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、有害環境から青少年を守るとともに、青少年自らが危険を回避する能力を身につける必要があります。

スマートフォン等の急速な普及により、青少年の知識やコミュニケーション空間が広がる一方、有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する犯罪被害、いじめや誹謗中傷、特殊詐欺への加担など、青少年が被害者だけでなく加害者になるケースも生じています。利用者の低年齢化や利用の長時間化も進んでいます。

青少年が適切にインターネットを活用できるよう、情報モラル教育やネットリテラシー教育を推進する必要があります。また、有害な情報を閲覧する機会を最小化するため、フィルタリングサービス等の一層の普及促進を図ることも必要です。

青少年が巻き込まれる事故や犯罪が全国的に発生していることから、地域ぐるみで青少年の安全確保に努め、安全・安心なまちづくりを推進していくことも求められています。

主な施策

(1) 社会環境や有害環境の浄化活動の推進

- 有害環境への適切な対応
 - ・ 青少年健全育成条例に基づき、有害図書類等の指定や、書店、複合カフェ、図書類自動販売機などへの立入調査・指導を行い、有害環境の浄化を推進します。
 - ・ 関係機関・団体と連携した街頭広報活動などにより、未成年者の飲酒・喫煙防止の啓発を図ります。
- 薬物乱用対策の推進
 - ・ 小・中・高校等において、各年代に応じた、薬物乱用防止教室を開催します。
 - ・ 覚醒剤や大麻等に関する正しい知識の普及啓発、相談への対応、薬物依存症からの回復や社会復帰の支援などを総合的に推進します。
- 安全安心なまちづくりの推進
 - ・ 関係機関・団体と連携し、登下校時等における、子どもの安全を確保するためのパトロール活動や見守り活動を実施します。
 - ・ 子どもの安全確保を図るため、通勤時や散歩中など、日常生活の中で子どもの安全を見守る「ながら見守り」活動を講習会等を通じて推進します。
 - ・ 犯罪の起きにくいまちづくりのため、防犯カメラ等の適切な設置や「子ども110番の家」の周知を図ります。
 - ・ 児童生徒を登下校時の交通事故から守るため、通学路等の交通安全施設の点検を実施し、良好で安全な交通環境を維持します。
 - ・ 犯罪を未然に防ぐための様々な知識と技能を習得した指導者の育成を図り、各地域での防犯指導の充実を図ります。

(2) 青少年の被害防止・保護活動の充実強化

○ インターネットの適正利用、被害防止対策の推進

- ・ 小中学校等の児童生徒と保護者を対象に親子で学び合う講習会を実施し、スマートフォン等の正しい使い方や向き合い方、インターネットのルールやマナーなどネットリテラシー教育の充実を図ります。
- ・ 公立学校を対象とした、外部講師による情報モラルに関する研修会を実施し、インターネット上のトラブルの未然防止を推進します。
- ・ インターネット利用の低年齢化を踏まえ、幼稚園児や保育園児など低年齢層の子どもの保護者へのインターネット安全利用の啓発に取り組みます。
- ・ 青少年が安全、安心にインターネットを利用できるよう、関係機関・団体、専門家等と連携を図り、良好なインターネット環境づくりを推進します。
- ・ ネットいじめや犯罪、トラブルなどから生徒を守るため、県立学校に関する有害サイトの監視・削除を行う取組を推進します。
- ・ インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ禁止法等の違反取締りを強化し、青少年の福祉を害する犯罪からの被害防止対策を推進します。



フィルタリング普及啓発チラシ

◇ 「自撮り被害」の未然防止に向けて

青少年が、相手方の求めにより、自らの裸体等を自ら撮影し、その画像をメール等で送付させられる被害、いわゆる「自撮り被害」が増えています。

送付させられた画像は流出・拡散すると回収が不可能であり、将来にわたって青少年を苦しめる要因になることから、青少年健全育成条例を改正し、未然防止に向けた取組を推進します。

○ 交通安全教育等の推進

- ・ 関係機関・団体と連携して、スケアード・ストレイト方式^(※注)による交通安全教室等、参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。
- ・ 小学生等を対象に、地域安全マップの作品を募集することにより、危険箇所を理解し事前に危険を回避する被害防止能力の向上を図ります。

○ 性暴力等被害防止対策の推進

- ・ 教育委員会と連携し、教職員を対象にしたデートDVや性暴力に関する研修会を行います。
- ・ 学校において、学生や生徒を対象に、デートDVやアダルトビデオ出演強要・JKビジネス問題等に関する出前講座やリーフレットの配布等を行うことにより、性暴力等の被害者や加害者を生まないための啓発を推進します。

(※注) スケアード・ストレイト方式

・ 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。

(3) 非行・犯罪防止対策の推進

○ 不良行為、非行防止対策の強化

- ・ 進学進級時や夏休み前などの時節を捉えて、小学生も対象に非行防止教室を開催し、低年齢時からの規範意識、遵法精神の醸成を図ります。
- ・ 関係機関・団体や警察ボランティアなどと連携した街頭補導活動を強化し、非行少年や不良行為少年の早期発見、補導・保護活動を推進します。
- ・ 学校警察連絡協議会、職場警察連絡協議会等の活動を活発化させ、学校や企業との連携を図り、官民一体で青少年の健全育成を推進します。

○ 非行少年の立ち直り支援による再非行防止対策の強化

- ・ 非行を繰り返すおそれのある少年に対し、清掃などの社会奉仕活動、農業や創作体験活動等、不良交友に代わる少年たちの心の拠り所（よりどころ）となる新たな「居場所」をつくることにより、立ち直り支援を推進します。
- ・ 保護観察所等と連携し、非行少年や犯罪者の更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会づくりを目指す「社会を明るくする運動」を推進します。

○ 相談活動の充実

- ・ 青少年の悩み解消や被害少年の保護支援を図るため、少年の心理・特性に関する専門的知識・技能を有する少年サポートセンター員^(※注)による相談対応や支援を充実します。

(※注) 少年サポートセンター員

・ 警察本部や警察署に配置され、街頭補導や立ち直り支援、相談活動等を行う、警察官や少年補導職員等から指定した者。

2 県民総ぐるみの青少年健全育成の推進

県では、栃木県青少年育成県民会議（公益財団法人とちぎ未来づくり財団）を中心に、全市町に設置されている青少年育成市町村民会議等とも連携しながら、すべての県民が力を合わせ県民総ぐるみで青少年の健全育成のための運動を展開する「青少年健全育成県民運動」を推進しています。

これまで、人間形成に大きな役割を担う家庭の重要性に鑑み、「家庭の日」の全県的な定着に向けた取組を推進するほか、青少年の健全育成には大人自身の自覚と行動が重要であることから、子どもを育むための基本理念であり大人の行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発など、理念に基づいた県民運動を展開してきました。

平成28（2016）年度からは、すべての県民がスクラムを組み、青少年健全育成に取り組もうとの思いを込め、「とちぎ心のスクラム県民運動」と名付け、県民運動を推進しています。

平成31（2019）年1月には、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現等を目指し制定された「とちぎ子ども・子育て支援条例」に「とちぎの子ども育成憲章」と「家庭の日」を位置づけました。さらに一層、家庭、学校、地域、職場等がスクラムを組み、県民総ぐるみで青少年育成に取り組む機運を盛り上げ、県民運動の活性化を図っていきます。

◇ 栃木県青少年育成県民会議

県民運動の推進母体として、昭和43(1968)年に設立。行政、関係団体等と連携し、青少年健全育成活動を推進している。

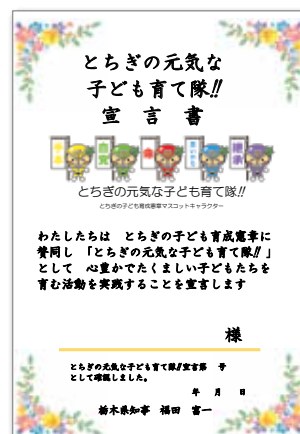
<主な取組>

- ・少年の主張発表栃木県大会
- ・「家庭の日」絵日記コンテスト
- ・心豊かな青少年を育む県民のつどい
- ・ネット時代の歩き方講習会

とちぎの元気な子ども育て隊!! 宣言企業

県内の企業や団体においても、青少年健全育成の取組が広がっています。

県では、とちぎの子ども育成憲章の趣旨に賛同し、憲章を踏まえた青少年育成活動に取り組む企業や団体に対し、「とちぎの元気な子ども育て隊!!」宣言書を発行し、広く県民に周知することにより、企業等における青少年健全育成活動の促進を図っています。



青少年健全育成県民運動

とちぎ 心のスクラム 県民運動

青少年の成長に関わる、家族、学校、職場、地域等がそれぞれの特性を生かし、相互に連携・協力しながら重層的に支援し、県民が心をつなげた県民総ぐるみ運動を展開します。



「家庭の日」や「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発等を通じ県民運動を推進し、県民みんなで青少年を育てていく意識の醸成を図ります。